

昭和四十四年大蔵省令第三十九号

関税暫定措置法施行規則

関税暫定措置法施行令第一条第二号、第九条第一項及び第二項並びに第二十一条の二十六第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則を次のように定める。

(配合飼料の指定)

第一条 関税率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)第二条(飼料の規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。)第一条(配合飼料の指定)、第三十二条第二項第二号(軽減税率等の適用)について手続を要する物品の指定)及び第四十五条第三項(児童福祉施設等の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

(共同利用施設の要件)

第一条の二 令第三条第二項第四号(共同利用施設の要件)に規定する財務省令で定める要件は、管理者が定められているものであり、かつ、営利の目的に供されないものであることとする。

(共同利用施設についての確認に必要な手続)

第一条の三 令第三条第二項(共同利用施設の指定)の税関長の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする施設を設置する農事組合法人の定款の写しその他参考となるべき事項を記載した書類を、当該施設の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(本邦で製作が困難な素材の指定)

第一条の四 令第七条第三号又は第五号(免税の対象となる素材の指定)に規定する財務省令で定める物品は、航空機及びこれに使用する部品又は宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材(合成樹脂を含有した素材を含む。)で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

(本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続)

第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に受けたことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。

(確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続)

第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。)第四条(航空機部分品等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条(航空機部分品等の免税手続)に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

第四条から第六条まで 削除

(輸入数量の換算)

第七条 令第十四条第一項及び第二項(輸入数量の算出方法)に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物品	品目	換算率
一 法の別表第一の関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表(以下この表において「一六の一三の項に掲げて「関税率表」という。)	第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・一九九号又は第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品	一
二に掲げる物品		二
三・一一号、第一一〇三・一九号の二、第一一〇三・二〇号の一若し		四

くは五、第一一〇四・二九号の一、第一九〇一・二〇号の一(二)のB又は第一九〇一・九〇号の一(二)のBに掲げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品	一・八
関税率表第一一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号の一(二)のDの(a)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のDの(a)に掲げる物品	関税率表第一九〇四・一〇号の二(二)、第一九〇四・二〇号の二(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第一九〇九・九〇号の二(一)のBの(a)に掲げる物品	一・三
関税率表第一一〇三・一〇号又は第一一〇三・九〇号に掲げる物品	関税率表第一一〇三・一〇号又は第一一〇三・九〇号に掲げる物品	一
関税率表第一一〇二・九〇号の一、第一一〇三・一九号の一、第一一〇三・二〇号の四、第一九〇一・二〇号の一(二)のC又は第一九〇一・九〇号の一(二)のCに掲げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	二
関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	二・五
関税率表第一一〇四・一九号の三又は第二一〇六・九〇号の二(一)のBの(b)に掲げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	一・三
関税率表第一一〇六・二〇号に掲げる物品	関税率表第一一〇六・二〇号に掲げる物品	〇
関税率表第一一〇六・三〇号、第一一〇六・四〇号、第一一〇四・一九号の二(二)、第一一〇四・二九号の二、第一九〇四・一〇号の二(一)、第一九〇四・二〇号の二(一)又は第二一〇六・九〇号の二(一)のAに掲げる物品	関税率表第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち	七・一
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	八・九
関税率表第一一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二〇号の三(二)、第一九〇一・二〇号の一(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のAに掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の一(三)に掲げる物品のうち	〇
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	七・五
法の別表第一の六の二一の項に掲げる物品	関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち	一
関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち	一
殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)	関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち	一
関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち	関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち	一

(国内消費量の統計)

第七条の二 令第十五条(国内消費量の統計)に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

- 一 酪農品の需給動向
- 二 米穀の国内消費仕向量の動向

三 でん粉総合需給表  
四 食肉流通統計  
五 食肉保管状況調査

(生きてゐる豚の輸入数量の換算)

第七條の三 令第十九條第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四條第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九條第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きてゐる豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(所得額に関する統計等)

第七條の四 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、國際復興開發銀行がその年の翌々年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計(以下この項において「所得統計」という。)において所得分類がされている国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。)については当該所得統計とし、当該所得統計において所得分類がされていない国についてはその国の政府機關又は他の適当な國際機關が公表するその年の一人当たりの所得の額に関する統計とする。

2 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出する輸出額の割合は、世界貿易機關がその年の翌年に公表するその年の輸出額に関する統計に基づき算出した世界の輸出額の総額のうちに占める国ごとの輸出額の割合とする。ただし、当該統計において国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額にあつては、その国の政府機關又は他の適当な國際機關が公表するその年の輸出額に関する統計によるものとする。

(物品の区分)

第七條の五 令第二十五條第四項の表の一の項及び二の項に規定する財務省令で定める物品の区分は、関稅定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品にあつては財務大臣が告示する輸入統計目録の各統計番号に掲げる物品の区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十七類から第九十七類までに該当する物品にあつては同表の各項目に掲げる物品の区分(法第七條の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)とする。

(完全に生産された物品の指定)

第八條 令第二十六條第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域(法第八條の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。)において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において收穫された植物性生産品
- 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きてゐるものに限る。)
- 四 一の国又は地域において動物(生きてゐるものに限る。)
- 五 一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品
- 六 一の国又は地域において公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採掘された水産物
- 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
- 九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず
- 十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第九條 令第二十六條第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八條の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関稅定率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料(令第二十六條の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品(別表において「原産品」という。))以外のもの(以下この条及び別表において「非原産品」という。))に限る。

品」という。))に限る。の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる加工又は製造)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

2 前項の規定の適用上、関稅定率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造(同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。)が同項に定める加工又は製造に該当するかどうかを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するかどうかを考慮しないものとする。

3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関稅定率法別表の関稅率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所屬が決定される場合には、当該所屬に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するかどうかを決定する。

(原産地証明書等の様式)

第十條 令第二十七條第一項(原産地の証明)に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一の二とおりとする。

2 令第三十條第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。

(飼料の規格)

第十一條 令第三十三條の二(飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

- 一 関稅定率法施行規則第二條第一項各号(飼料の規格)に掲げる条件を備えたものであること。
- 二 原料品のうち関稅定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(法第九條の二第一項(經濟連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品(同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。))については、ひき割りしたもの、ひき割られたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものであること。

2 令第三十三條の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 関稅定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品 ひとひき割ったもの(小麦(政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二條(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三條(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。))から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント以上のもの(以下この号において「ふすまを加えたもの」という。))に限る。)、ひとひき割ったもの(ふすまを加えたものに限る。)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの
- 二 関稅定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品 ひとひき割ったもの、ひとひき割りの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

第十二條 令別表第三十二項から第三十四項までに規定する財務省令で定めるものは、アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジ

ラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボツセクレイア、ボツセフオンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、グロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、バルダオ、パリッサンドルダアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフイム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメランチとする。

別表（第九条関係）

関税定率表の番

号

第二類

肉及び食用のくず肉

第三類

魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第四類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第〇四・一〇項に該当する物品を除く。）

（一）穀付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち卵黄以外のもの（乾燥したもの以外のものに限る。）

（二）その他のもの

第七類

食用の野菜、根及び塊茎

第八類

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第一類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

〇八

採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）

〇二

海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテ

原産品としての資格を与えるための条件

第一類又は第二類に該当する物品以外

の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）

第三類に該当する物品以外の物品からの製造

第四類に該当する物品以外の物品からの製造

第四類に該当する物品以外の物品からの製造

第七類に該当する物品以外の物品からの製造

第八類に該当する物品以外の物品からの製造

第七類、第八類、第一〇類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造

第一二類に該当する物品以外の物品からの製造

ユプス変種サティウム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

（一）主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品

（二）こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）から

植物性の液汁及びエキス

寒天

魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち

海棲哺乳動物の油脂及びその分別物

パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち

パームステアリン

第一六類、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

（一）牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの（米を含むものに限る。）及びいか（調製し又は保存に適する処理をしたものであつて、気密容器入り以外の米を含むものに限る。）

（二）その他のもの

第一七・一

〇一

〇二

モラセス

第一七・二

第一七・三

第一七・四

第一七・五

第一七・六

第一七・七

第一七・八

第一七・九

第一七・一〇

第一七・一一

第一七・一二

第一七・一三

第一七・一四

第一七・一五

第一七・一六

第一七・一七

第一七・一八

第一七・一九

第一七・二〇

第一七・二一

第一七・二二

第一七・二三

第一七・二四

第一七・二五

第一七・二六

第一七・二七

第一七・二八

第一七・二九

第一七・三〇

第一七・三一

第一七・三二

第一七・三三

第一七・三四

第一七・三五

第一七・三六

第一七・三七

第一七・三八

第一七・三九

第一七・四〇

第一七・四一

第一七・四二

第一七・四三

第一七・四四

第一七・四五

第一七・四六

第一七・四七

第一七・四八

第一七・四九

第一七・五〇

第一七・五一

第一七・五二

第一七・五三

第一七・五四

第一七・五五

第一七・五六

第一七・五七

第一七・五八

第一七・五九

第一七・六〇

第一七・六一

第一七・六二

第一七・六三

第一七・六四

第一七・六五

第一七・六六

第一七・六七

第一七・六八

第一七・六九

第一七・七〇

第一七・七一

第一七・七二

第一七・七三

第一七・七四

第一七・七五

第一七・七六

第一七・七七

第一七・七八

第一七・七九

第一七・八〇

第一七・八一

第一七・八二

第一七・八三

第一七・八四

第一七・八五

第一七・八六

第一七・八七

第一七・八八

第一七・八九

第一七・九〇

第一七・九一

第一七・九二

第一七・九三

第一七・九四

第一七・九五

第一七・九六

第一七・九七

第一七・九八

第一七・九九

第一八〇

第一八一

第一八二

第一八三

第一八四

第一八五

第一八六

第一八七

第一八八

第一八九

第一九〇

第一九一

第一九二

第一九三

第一九四

第一九五

第一九六

第一九七

第一九八

第一九九

第二〇〇

第二〇一

第二〇二

第二〇三

第二〇四

第二〇五

第二〇六

第二〇七

第二〇八

第二〇九

第二一〇

第二一一

第二一二

第二一三

第二一四

第二一五

第二一六

第二一七

第二一八

第二一九

第二二〇

第二二一

第二二二

第二二三

第二二四

第二二五

第二二六

第二二七

第二二八

第二二九

第二三〇

第二三一

第二三二

第二三三

第二三四

第二三五

第二三六

第二三七

第二三八

第二三九

第二四〇

第二四一

第二四二

第二四三

第二四四

第二四五

第二四六

第二四七

第二四八

第二四九

第二五〇

第二五一

第二五二

第二五三

第二五四

第二五五

第二五六

第二五七

第二五八

第二五九

第二六〇

第二六一

第二六二

第二六三

第二六四

第二六五

第二六六

第二六七

第二六八

第二六九

第二七〇

第二七一

第二七二

第二七三

第二七四

第二七五

第二七六

第二七七

第二七八

第二七九

第二八〇

第二八一

第二八二

第二八三

第二八四

第二八五

第二八六

第二八七

第二八八

第二八九

第二九〇

第二九一

第二九二

第二九三

第二九四

第二九五

第二九六

第二九七

第二九八

第二九九

第三〇〇

第三〇一

第三〇二

第三〇三

第三〇四

第三〇五

第三〇六

第三〇七

第三〇八

第三〇九

第三一〇

第三一一

第三一二

第三一三

第三一四

第三一五

第三一六

第三一七

第三一八

第三一九

第三二〇

第三二一

第三二二

第三二三

第三二四

第三二五

第三二六

第三二七

第三二八

第三二九

第三三〇

第三三一

第三三二

第三三三

第三三四

第三三五

第三三六

第三三七

第三三八

第三三九

第三四〇

第三四一

第三四二

第三四三

第三四四

第三四五

第三四六

第三四七

第三四八

第三四九

第三五〇

第三五一

第三五二

第三五三

第三五四

第三五五

第三五六

第三五七

第三五八

第三五九

第三六〇

第三六一

第三六二

第三六三

第三六四

第三六五

第三六六

第三六七

第三六八

第三六九

第三七〇

第三七一

第三七二

第三七三

第三七四

第三七五

第三七六

第三七七

第三七八

第三七九

第三八〇

第三八一

第三八二

第三八三

第三八四

第三八五

第三八六

第三八七

第三八八

第三八九

第三九〇

第三九一

第三九二

第三九三

第三九四

第三九五

第三九六

第三九七

第三九八

第三九九

第四〇〇

第四〇一

第四〇二

第四〇三

第四〇四

第四〇五

第四〇六

第四〇七

第四〇八

第四〇九

第四一〇

第四一一

第四一二

第四一三

第四一四

第四一五

第四一六

第四一七

第四一八

第四一九

第四二〇

第四二一

第四二二

第四二三

第四二四

第四二五

第四二六

第四二七

第四二八

第四二九

第四三〇

第四三一

第四三二

第四三三

第四三四

第四三五

第四三六

第四三七

第四三八

第四三九

第四四〇

第四四一

第四四二

第四四三

第四四四

第四四五

第四四六

第四四七

第四四八

第四四九

第四五〇

第四五一

第四五二

第四五三

第四五四

第四五五

第四五六

第四五七

第四五八

第四五九

第四六〇

第四六一

第四六二

第四六三

第四六四

第四六五

第四六六

第四六七

第四六八

第四六九

第四七〇

第四七一

第四七二

第四七三

第四七四

第四七五

第四七六

第四七七

第四七八

第四七九

第四八〇

第四八一

第四八二

第四八三

第四八四

第四八五

第四八六

第四八七

第四八八

第四八九

第四九〇

第四九一

第四九二

第四九三

第四九四

第四九五

第四九六

第四九七

第四九八

第四九九

第五〇〇

第五〇一

第五〇二

第五〇三

第五〇四

第五〇五

第五〇六

第五〇七

第五〇八

第五〇九

第五一〇

第五一一

第五一二

第五一三

第五一四

第五一五

第五一六

第五一七

第五一八

第五一九

第五二〇

第五二一

第五二二

第五二三

第五二四

第五二五

第五二六

第五二七

第五二八

第五二九

第五三〇

第五三一

第五三二

第五三三

第五三四

第五三五

第五三六

第五三七

第五三八

第五三九

第五四〇

第五四一

第五四二

第五四三

第五四四

第五四五

第五四六

第五四七

第五四八

第五四九

第五五〇

第五五一

第五五二

第五五三

第五五四

第五五五

第五五六

第五五七

第五五八

第五五九

第五六〇

第五六一

第五六二

第五六三

第五六四

第五六五

第五六六

第五六七

第五六八

第五六九

第五七〇

第五七一

第五七二

第五七三

第五七四

第五七五

第五七六

第五七七

第五七八

第五七九

第五八〇

第五八一

第五八二

第五八三

第五八四

第五八五

第五八六

第五八七

第五八八

第五八九

第五九〇

第五九一

第五九二

第五九三

第五九四

第五九五

第五九六

第五九七

第五九八

第五九九

第六〇〇

第六〇一

第六〇二

第六〇三

第六〇四

第六〇五

第六〇六

第六〇七

第六〇八

第六〇九

第六一〇

第六一一

第六一二

第六一三

第六一四

第六一五

第六一六

第六一七

第六一八

第六一九

第六二〇

第六二一

第六二二

第六二三

第六二四

第六二五

第六二六

第六二七

第六二八

第六二九

第六三〇

第六三一

第六三二

第六三三

第六三四

第六三五

第六三六

第六三七

第六三八

第六三九

第六四〇

第六四一

第六四二

第六四三

第六四四

第六四五

第六四六

第六四七

第六四八

第六四九

第六五〇

第六五一

第六五二

第六五三

第六五四

第六五五

第六五六

第六五七

第六五八

第六五九

第六六〇

第六六一

第六六二

第六六三

第六六四

第六六五

第六六六

第六六七

第六六八

第六六九

第六七〇

第六七一

第六七二

第六七三

第六七四

第六七五

第六七六

第六七七

第六七八

第六七九

第六八〇

第六八一

第六八二

第六八三

第六八四

第六八五

第六八六

第六八七

第六八八

第六八九

第六九〇

第六九一

第六九二

第六九三

第六九四

第六九五

第六九六

第六九七

第六九八

第六九九

第七〇〇

第七〇一

第七〇二

第七〇三

第七〇四

第七〇五

第七〇六

第七〇七

第七〇八

第七〇九

第七一〇

第七一一

第七一二

第七一三

第七一四

第七一五

第七一六

第七一七

第七一八

第七一九

第七二〇

第七二一

第七二二

第七二三

第七二四

第七二五

第七二六

第七二七

第七二八

第七二九

第七三〇

第七三一

第七三二

第七三三

第七三四

第七三五

第七三六

第七三七

第七三八

第七三九

第七四〇

第七四一

第七四二

第七四三

第七四四

第七四五

第七四六

第七四七

第七四八

第七四九

第七五〇

第七五一

第七五二

第七五三

第七五四

第七五五

第七五六

第七五七

第七五八

第七五九

第七六〇

第七六一

第七六二

第七六三

第七六四

第七六五

第七六六

第七六七

第七六八

第七六九

第七七〇

第七七一

第七七二

第七七三

第七七四

第七七五

第七七六

第七七七

第七七八

第七七九

第七八〇

第七八一

第七八二

第七八三

第七八四

第七八五

第七八六

第七八七

第七八八

第七八九

第七九〇

第七九一

第七九二

第七九三

第七九四

第七九五

第七九六

第七九七

第七九八

第七九九

第八〇〇

第八〇一

第八〇二

第八〇三

第八〇四

第八〇五

第八〇六

第八〇七

第八〇八

第八〇九

第八一〇

第八一一

第八一二

第八一三

第八一四

第八一五

第八一六

第八一七

第八一八

第八一九

第八二〇

第八二一

第八二二

第八二三

第八二四

第八二五

第八二六

第八二七

第八二八

第八二九

第八三〇

第八三一

第八三二

第八三三

第八三四

第八三五

第八三六

第八三七

第八三八

第八三九

第八四〇

第八四一

第八四二

第八四三

第八四四

第八四五

第八四六

第八四七

第八四八

第八四九

第八五〇

第八五一

第八五二

第八五三

第八五四

第八五五

第八五六

第八五七

第八五八

第八五九

第八六〇

第八六一

第八六二

第八六三

第八六四

第八六五

第八六六

第八六七

第八六八

第八六九

第八七〇

第八七一

第八七二

第八七三

第八七四

第八七五

第八七六

第八七七

第八七八

第八七九

第八八〇

第八八一

第八八二

第八八三

第八八四

第八八五

第八八六

第八八七

第八八八

第八八九

第八九〇

第八九一

第八九二

第八九三

第八九四

第八九五

第八九六

第八九七

第八九八

第八九九

第九〇〇

第九〇一

第九〇二

第九〇三

第九〇四

第九〇五

第九〇六

第九〇七

第九〇八

第九〇九

第九一〇

第九一一

第九一二

第九一三

第九一四

第九一五

第九一六

第九一七

第九一八

第九一九

第九二〇

第九二一

第九二二

第九二三

第九二四

第九二五

第九二六

第九二七

第九二八

第九二九

第九三〇

第九三一

第九三二

第九三三

第九三四

第九三五

第九三六

第九三七

第九三八

第九三九

第九四〇

第九四一

第九四二

第九四三

第九四四

第九四五

第九四六

第九四七

第九四八

第九四九

第九五〇

第九五一

第九五二

第九五三

第九五四

第九五五

第九五六

第九五七

第九五八

第九五九

第九六〇

第九六一

第九六二

第九六三

第九六四

第九六五

第九六六

第九六七

第九六八

第九六九

第九七〇

第九七一

第九七二

第九七三

第九七四

第九七五

第九七六

第九七七

第九七八

第九七九

第九八〇

第九八一

第九八二

第九八三

第九八四

第九八五

第九八六

第九八七

第九八八

第九八九

第九九〇

第九九一

第九九二

第九九三

第九九四

第九九五

第九九六

第九九七

第九九八

第九九九

第一〇〇〇

第一類又は第二類に該当する物品以外

の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）

第三類に該当する物品以外の物品からの製造

第四類に該当する物品以外の物品からの製造

第四類に該当する物品以外の物品からの製造

第七類に該当する物品以外の物品からの製造

第八類に該当する物品以外の物品からの製造

第七類、第八類、第一〇類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造

第一二類に該当する物品以外の物品からの製造

第一三・一

第一三・二

第一三・三

第一三・四

第一三・五

第一三・六

第一三・七

第一三・八

第一三・九

第一三・一〇

第一三・一一

第一三・一二

第一三・一三

第一三・一四

第一三・一五

第一三・一六

第一三・一七

第一三・一八

第一三・一九

第一三・二〇

第一三・二一

第一三・二二

第一三・二三

第一三・二四

第一三・二五

第一三・二六

第一三・二七

第一三・二八

第一三・二九

第一三・三〇

第一三・三一

第一三・三二

第一三・三三

第一三・三四

第一三・三五

第一三・三六

第一三・三七

第一三・三八

第一三・三九

第一三・四〇

第一三・四一

第一三・四二

第一三・四三

第一三・四四

第一三・四五

第一三・四六

第一三・四七

第一三・四八

第一三・四九

第一三・五〇

第一三・五一

第一三・五二

第一三・五三

第一三・五四

第一三・五五

第一三・五六

第一三・五七

第一三・五八

第一三・五九

第一三・六〇

第一三・六一

第一三・六二

第一三・六三

第一三・六四

第一三・六五

第一三・六六

第一三・六七

第一三・六八

第一三・六九

第一三・七〇

第一三・七一

第一三・七二

第一三・七三

第一三・七四

第一三・七五

第一三・七六

第一三・七七

第一三・七八

第一三・七九

第一三・八〇

第一三・八一

第一三・八二

第一三・八三

第一三・八四

第一三・八五

第一三・八六

第一三・八七

第一三・八八

第一三・八九

第一三・九〇

第一三・九一

第一三・九二

第一三・九三

第一三・九四

第一三・九五

第一三・九六

第一三・九七

第一三・九八

第一三・九九

第一四〇

第一四一

第一四二

第一四三

第一四四

第一四五

第一四六

第一四七

第一四八

第一四九

第一五〇

第一五一

第一五二

第一五三

第一五四

第一五五

第一五六

第一五七

第一五八

第一五九

第一六〇

第一六一

第一六二

第一六三

第一六四

第一六五

第一六六

第一六七

第一六八

第一六九

第一七〇

第一七一

第一七二

第一七三

第一七四</







<p>もの以外のもの（アルコール分が1%未満のものに限る。）          (2) その他のもの</p>	<p>第二〇・〇九項又は第二二・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>(2) その他のもの          (i) 経口摂取用のもの</p> <p>第二一・〇六項及び第二四・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。）</p> <p>第二四・〇四項及び第三八・二四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇%以下となる製造に限る。）</p>
<p>二二・〇五          ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p>	<p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造          第二〇・〇九項、第二二・〇四項又は第二二・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>(i) その他のもの</p> <p>第二八・四三項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）</p> <p>第二八・四三項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二八・四三項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇六          その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造          第二二・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。）</p>	<p>二八・五二          水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマलगムを除く。）のうち          オルガノインオルガニック化合物</p> <p>第二八・五二項のオルガノインオルガニック化合物以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇八          エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料</p>	<p>第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二九・〇五          非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち          金属アルコラート</p> <p>第二九・〇五項の金属アルコラート以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇九          食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造          第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。）</p>	<p>二九・〇六          環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち          金属アルコラート</p> <p>第二九・〇六項の金属アルコラート以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇九          食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>第二二・〇九項又は第二九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二九・三二          複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p> <p>第二九・三二項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二九・三二項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇九          食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>第二二・〇九項又は第二九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二九・三三          複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）</p> <p>第二九・三三項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二九・三三項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇九          食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>第二二・〇九項又は第二九・一五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二九・三四          核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物のうち          スルホン及びスルタム以外のもの</p> <p>第二九・三四項に該当する物品（スルホン及びスルタムを除く。）以外の物品からの製造</p>
<p>二二・〇四          たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p>	<p>第二四・〇四項及び第三八・二四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二九・四〇          糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖工</p> <p>第二九・四〇項の麦芽糖及び果糖（化学的に純粋なものに限る。）並びに</p>





三八・	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもとした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）のうち黒鉛その他の炭素をもとした調製品	三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもとした調製品以外の物品からの製造	四一・	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめ第四一・〇一項又は第四一・〇四項加工をしたおらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	第四一・〇一項又は第四一・〇四項
三八・	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガムのうち	三八・〇六項に該当するエステルガム以外の物品からの製造	四一・	その他の動物のなめした皮（なめした及びガラス第四一・〇三項又は第四一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造）	第四一・〇三項又は第四一・〇六項
〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三八・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はガラス第四一・〇一項、第四一・〇四項又はガラス第四一・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造）	第四一・〇一項、第四一・〇四項又は第四一・〇七項
三九・	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をも	三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をも	四一・	その他の動物の革（なめした又はガラス第四一・〇三項、第四一・〇六項又はガラス第四一・一三項に該当する物品以外の物品からの製造）	第四一・〇三項、第四一・〇六項又は第四一・一三項
一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチックの棒及びプラスチックの形材からの製造	四一・	（1） シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）	第四一・〇一項から第四一・〇三項
一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するかないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチック製の床用敷物からの製造	四一・	（2） その他のもの	第四一・〇一項から第四一・〇三項
三九・	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他の物品からの製造	四一・	（1） シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）	第四一・〇一項から第四一・〇三項
三九・	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層まで被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチック製のその他の物品からの製造	四一・	（2） その他のもの	第四一・〇一項から第四一・〇三項
三九・	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチック製のその他の物品からの製造	四一・	（1） シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）	第四一・〇一項から第四一・〇三項
二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	三九・〇一項から第三九・一三項までのプラスチック製のその他の物品からの製造	四一・	（2） その他のもの	第四一・〇一項から第四一・〇三項
〇二	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四二・〇五項又は第四二・〇六項に該当する物品を除く。）	第四二・〇五項又は第四二・〇六項に該当する物品からの製造	四一・	（1） シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）	第四一・〇一項から第四一・〇三項
〇二	切片を含み、組み合せないもの及び他の材料を加え	第四二・〇五項又は第四二・〇六項に該当する物品からの製造	四一・	（2） その他のもの	第四一・〇一項から第四一・〇三項

<p>ることなく組み合わせたものに限り、第三・ ○三項の物品を除く。)のうち ドロップスキン以外のもの</p>	<p>第三・○一項又は第三・○二項 に該当する物品以外の物品からの 製造 第三・○二項又は第三・○三項 に該当する物品以外の物品からの 製造</p>	<p>品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)のうち さなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの</p>
<p>四三・ 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品</p>	<p>第四四・○七項に該当する物品(か んながけし、やすりがけし又は縦継 ぎしたものに限る。)以外の物品か らの製造</p>	<p>第四六・○一項に該当する物品(さ なだその他これに類する組物材料か ら成る物品を除く。)以外の物品か らの製造</p>
<p>四四・ 木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎし たもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限る ものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎし たものであるかないかを問わない。)のうち</p>	<p>第四四・○七項、第四四・○八項又 は第四四・○二項に該当する物品以 外の物品からの製造</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで若しくは第五〇・○ 一項に該当する物品、紡織用天然織 維(生糸を除く)、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維 の短繊維及びくずにあつては、カー ドし又はコムしてないものに限 る。)からの製造</p>
<p>四四・ 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 のうち</p>	<p>第四四・○七項、第四四・○八項又 は第四四・○二項に該当する物品以 外の物品からの製造</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで若しくは第五〇・○ 一項に該当する物品、紡織用天然織 維(生糸を除く)、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>四四・ 合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが 六ミリメートル以下のものに限る。)</p>	<p>第四四・○一六項に該当する物品(木 製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製 のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。))</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>四四・ 木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、 組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)のうち セルラーウッドパネル又はセルラーバンブーパネルを 使用したもの</p>	<p>第四四・○一八項に該当するセルラー ウッドパネル及びセルラーバンブー パネル以外の物品からの製造</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>四四・ 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製 の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小 像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家 具のうち 寄せ木し又は象眼した木材以外のもの</p>	<p>第四四・○二〇項に該当する物品(寄 せ木し又は象眼した木材を除く。)</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>四六・ さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ス トリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材 料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物</p>	<p>第四四・○二〇項に該当する物品(寄 せ木し又は象眼した木材を除く。)</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>〇一</p>	<p>第四四・○二〇項に該当する物品(寄 せ木し又は象眼した木材を除く。)</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹糸、絹紡糸及び絹紡織糸(小売用にしたものに限 る。)並びに天然てぐすのうち 天然てぐす以外のもの</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで若しくは第五〇・○ 一項に該当する物品、紡織用天然織 維(生糸を除く)、人造繊維の短織 維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>
<p>五〇・ 絹織物</p>	<p>第五〇・ 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・○一項から第四 七・○六項まで該当する物品、紡 織用天然繊維、人造繊維の短繊維又 は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短 繊維及びくずにあつては、カードし 又はコムしてないものに限る。)</p>

<p>五一・粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五一・綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五一・紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。） 一一（一） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五一・綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） 〇七</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>（二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五一・綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。） 〇八</p>	<p>生機からの製造</p>
<p>五一・梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。） 一一（一） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>（二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p>
<p>五一・毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。） 一一</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五一・綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。） 〇四</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p>
<p>〇五 綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ行機関により証明されているものに限る。） （二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>

<p>五二・綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）</p> <p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>（二） その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>第五四・人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。）</p> <p>（一） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五二・その他の綿織物</p> <p>（一） ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>（二） その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>（二） その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五三・亜麻糸</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五四・合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五三・その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸のうち紙糸以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五四・再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五三・亜麻織物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五四・人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五三・第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五五・合成繊維の長繊維のトウ</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品からの製造</p>
<p>五三・その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、</p>		



(2) その他のもの	維(生糸を除く)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	織維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
五五・再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物 一六 (1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	織維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
(2) その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さ 〇一 が五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)のうち 紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンブヤーンであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	織維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。)からの製造
五六・ジンブヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンブヤーンを除く。)、シェニールヤーン(フロックシェニールヤーンを含む。)、及びループウエールヤーン	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)、及び漁網その他の網(製品にしたもので紡織用繊維製のものに限る。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五六・糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
第五七・じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(第五七・〇四項に該当する物品を除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
五四・じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工したものを除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造



<p>第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p>	<p>類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）</p>	<p>第七一・一 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品</p>
<p>六五・〇四 帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>製造しようとする物品と異なる関税定率法別表の項（第六四・〇六項を除く。）に属する物品からの製造</p>	<p>第七一・二 身辺用模造細貨類</p>
<p>六五・〇五 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>第七二・〇七 鉄又は非合金鋼の半製品</p>
<p>六六・〇一 傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）</p>	<p>第六五・〇一項に該当する物品及び第六五・〇五項に該当する物品（フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽子又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）に限る。）以外の物品からの製造</p>	<p>第七二・〇八 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をし、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）</p>
<p>七〇・〇五 フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）</p>	<p>第六六・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）</p>	<p>第七二・〇九 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をし、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）</p>
<p>七〇・〇七 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）</p>	<p>第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>第七二・一〇 鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）</p>
<p>七〇・一三 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）のうち</p>	<p>第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>第七二・一一 鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）</p>
<p>カット加工をしたもの</p>	<p>第七〇・一三項に該当する物品からの製造（使用された非原産品の価格の生産された物品の価格のうちを占める割合が五〇％以下となるカット加工に限る。）又は第七〇・一三項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>第七二・一二 鉄又は非合金鋼の形鋼</p>
		<p>第七二・一三 鉄又は非合金鋼の線</p>
		<p>第七二・一四 ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）</p>
		<p>第七二・一五 外物品からの製造</p>



七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項に該当する物品及びその物品からの製造	七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせさせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	第七二・〇七項から第七二・一二項まで又は第七二・一六項に該当する物品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する物品、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七二・二八項又は第七三・〇一に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトンネル、轆差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールブにびにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールブの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）のとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二・〇六項に該当する物品、第七二・一八項に該当する物品（半製品を除く。）及び第七二・二四項に該当する物品（半製品を除く。）からの製造
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及びその物品からの製造	七三・〇三	粗鋼及び電解精製用陽極銅	第七四・〇一又は第七四・〇二に該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二	（一） 棒	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及びその物品からの製造	七三・〇四	精製銅又は銅合金の塊	第七四・〇一から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二二	（二） 形鋼	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇五	銅の棒及び形材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七二・二三	ステンレス鋼の線	第七二・二二項から第七二・二三項までに該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇六		
七二・二四	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇七		
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品及び第七二・二六項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇八		
七二・二六	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二七項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・〇九		
七二・二七	その他の合金鋼の棒、その他の合金鋼の形鋼	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・一〇		
七二・二八	（一） 形鋼	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・一一		
七二・二八	（二） その他のもの	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・一二		
七二・二九	その他合金鋼の線	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造	七三・一三		

七四・銅の線	七四・銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	七六・アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	七六・〇四項又は第七六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	銅製のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する物品以外の物品からの製造	七六・アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項又は第七六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七四・銅製の管	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一一項に該当する物品以外の物品からの製造	七六・アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七六・〇五項又は第七六・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造
七五・ニッケルの塊	ニッケルの棒、型材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七八・鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）並びに鉛の棒、型材及び線に限る。）
七五・ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	七八・その他の鉛製品のうち	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）並びに鉛の棒、型材及び線に限る。）
七五・その他のニッケル製品のうち	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇五項から第七五・〇八項までに該当する物品以外の物品からの製造	七九・亜鉛の棒、型材及び線	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造
七六・アルミニウムの棒及び型材	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造	七九・亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造
七六・アルミニウムの線	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造	七九・その他の亜鉛製品のうち	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造

<p>八〇・三 すずの棒、形材及び線</p>	<p>に該当する物品（亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）に限る。）以外の物品からの製造 第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）以外の物品からの製造</p>
<p>八〇・七 その他のすず製品のうち すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）に限る。）以外の物品からの製造</p>
<p>すずのはく（厚さ（補強剤の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のもに限り、印刷してあるものとし、印刷してあるものとは紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強剤により裏張りしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）並びにすずのはく（厚さ（補強剤の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のもに限り、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強剤により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレークに限る。）以外の物品からの製造</p>
<p>すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）並びにすず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）に限る。）以外の物品からの製造</p>
<p>第八一 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品（第八一・一三項に該当する物品を除く。）</p>	<p>製造しよとする物品の関税率法別表の項に属する物品（塊を除く。）以外の物品からの製造</p>
<p>第八五 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が四</p>
<p>第八七 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p>	<p>〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が五%以下となる製造</p>
<p>第九〇 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇・〇一項又は第九〇・三〇項に該当する物品を除く。）</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が五%以下となる製造</p>
<p>第九三 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が五%以下となる製造</p>
<p>第九四 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）</p>	<p>生産された物品と異なる関税率法別表の項に属する物品からの製造（第九四・〇四項に該当する物品からの製造を除く。）</p>
<p>九六 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠</p>	<p>光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）のうち</p>
<p>第九六 〇一項に該当する物品（加工品を除く。）以外の物品からの製造</p>	<p>第九六・〇一項に該当する物品（加工品を除く。）以外の物品からの製造</p>

<p>九六・ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）のうち</p> <p>ほうき及びブラシ（第九六〇三・一〇号に該当するものを除く。）並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ</p> <p>動力駆動式でない手動床掃除機</p>	<p>第九六・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）</p> <p>第九六・〇三項に該当する動力駆動式でない手動床掃除機以外の物品からの製造</p>
<p>九六・ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p> <p>九六・ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）のうち</p> <p>万年筆その他のペン及びペン軸</p>	<p>第九六・〇八項に該当する物品（ペン先及びニブポイントを除く。）以外の物品からの製造</p>
<p>九六・喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品のうち</p> <p>一四 木製の喫煙用パイプ及びパイプボール</p> <p>九六・魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p> <p>一七</p>	<p>第九六・一四項に該当する物品（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の物品からの製造</p> <p>第七〇・二〇項に該当する物品（魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶に限る。）及び第九六・一七項に該当する物品以外の物品からの製造</p>

備考  
一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (一) 「化学品」とは、関税率法別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用繊維の製造の用に供するものをいう。
- (二) 「織物類又は編物」とは、関税率法別表第五〇類から第五六類まで及び第五八類から第六〇類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。
- (三) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、

特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。

(四) 「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。

(五) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうち占める割合をいう。

二 この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされる条件（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。

三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。

四 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五〇・〇一項に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。

五 関税率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるかを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

別紙様式第1 (昭46第95号・追加、令元材第8号・一部改正)

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）			番号 一般特恵制度 原産地証明書 (申告及び証明兼用) 様式 A 発給国		
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）					
3. 輸送の手段及び経路（判明している限り記入すること。）			4. 公用欄		
5. 項目番号	6. 包装の記号及び番号	7. 包装の個数及び種類並びに品名	8. 原産地基準	9. 総重量又はその他の数量	10. 仕入番号及び日付
11. 証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。			12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が (国名) において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特恵制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。 (輸入国)		
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印			作成地、作成年月日及び署名権限ある者の署名		

## 備考

- 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとす。
- 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式第2 (昭46第95号・追加、令元材第8号・一部改正)

原産地証明書の添付書類		番号	
原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書（原産地証明書番号）			
発給国			
輸 出 物 品		日本から輸入された原料	
品 名	数 量	品 名	数 量
証 明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。		輸出者の申告 下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。	
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印		作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名	

## 備考

- 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）とする。
- 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式第3 (昭33業令14・追加、令元材令8・一部改正)

原産地証明書の添付書類

番号

果糖加工・製造証明書(原産地証明書番号.....)

発給国

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価 額	生産国	品 名	数量	価 額
証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。				輸出者の申告 下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。			
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印				作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名			
備考 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル(日本産業規格A列4番)のものに限る。)とする。 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。							

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 国産原油及び輸入原油の平均購入価格の算出方法に関する省令(昭和四十三年大蔵省令第六十二号)は、廃止する。

1 附 則 (昭和四十四年二月二十六日大蔵省令第六十二号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十五年五月一日大蔵省令第三十九号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十五年六月二日大蔵省令第四十九号) 抄  
この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十五年六月二日大蔵省令第五〇号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十五年二月二十八日大蔵省令第七四号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十六年四月一日大蔵省令第一九号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十六年七月八日大蔵省令第五三三号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十六年七月二二日大蔵省令第五五五号) 抄  
この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十六年八月三十一日大蔵省令第六二二号) 抄  
この省令は、公布の日から施行し、関税暫定措置法施行令第二十一条の二十二に定める特別精製業者が昭和四十六年四月一日以後に購入した国産原油及び輸入原油について適用する。

1 附 則 (昭和四十七年二月二十八日大蔵省令第五五号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十七年三月二二日大蔵省令第一四四号) 抄  
この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十七年七月二四日大蔵省令第六三三号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に三条を加える改正規定は、昭和四十七年九月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十七年二月二〇日大蔵省令第八三三号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十八年二月一日大蔵省令第七七号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十八年三月三十一日大蔵省令第一九号) 抄  
この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十九年一月一日大蔵省令第二二二号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和四十九年三月三〇日大蔵省令第二〇号) 抄  
この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和四十九年七月一六日大蔵省令第四六号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和五〇年三月三十一日大蔵省令第一三三号) 抄  
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

1 附 則 (昭和五〇年一〇月二日大蔵省令第三七号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和五三年三月三十一日大蔵省令第一四号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。  
附則（昭和五十四年三月三十一日大蔵省令第一一〇号）

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。  
2 改正前の別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものについては、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年三月三十一日大蔵省令第一一三〇号）  
1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。  
2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないもの及び改正前の別表第四に掲げる物品に係る関税の免除については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第一一〇号）  
この省令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日（昭和五十六年一月一日）から施行する。ただし、第一条中関税率法施行規則第十三条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法施行規則第九条の改正規定及び同令別表第五を同令別表第四とする改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第二二〇号）  
この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
2 改正前の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年三月三十一日大蔵省令第二二〇号）  
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年三月三十一日大蔵省令第一七〇号）  
この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。  
2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年二月二十六日大蔵省令第六一〇号）  
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。  
2 改正前の第二条に掲げる物品で、改正後の第二条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年十二月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三十一日大蔵省令第一一三〇号）  
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
2 改正前の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三十一日大蔵省令第一六〇号）  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
2 改正前の第五条、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年一月一六日大蔵省令第五六〇号）  
この省令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（昭和六三年三月三十一日大蔵省令第一七〇号）  
この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十三年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三十一日大蔵省令第二二〇号）抄  
この省令は、平成二年四月一日から施行する。  
1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。  
2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則第二条、第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則第一条、第二条及び第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、平成二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三十一日大蔵省令第一四〇号）  
この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第三・〇五項、第二二・〇六項及び第三五・〇二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。  
附則（平成五年三月三十一日大蔵省令第四三〇号）  
この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年一月一〇日大蔵省令第九四〇号）  
この省令は、平成五年十一月一日から施行する。  
附則（平成七年三月三十一日大蔵省令第二八〇号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年一月二七日大蔵省令第八九〇号）  
この省令は、平成八年一月一日から施行する。  
附則（平成八年三月三十一日大蔵省令第二四〇号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年九月三〇日大蔵省令第五六〇号）  
この省令は、平成八年十月一日から施行する。  
附則（平成九年三月三十一日大蔵省令第三四〇号）抄  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月三十一日大蔵省令第四八〇号）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。  
附則（平成十二年七月二二日大蔵省令第六五〇号）  
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。  
附則（平成十二年八月二二日大蔵省令第六九〇号）抄  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年三月三十一日財務省令第三九〇号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。  
附則（平成十三年二月五日財務省令第六三〇号）  
この省令は、平成十四年一月一日から施行する。  
附則（平成十四年三月三十一日財務省令第二九〇号）  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日財務省令第四三〇号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
附則（平成十五年九月三〇日財務省令第九九〇号）

- この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月三十一日財務省令第三二二号）  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年十一月一日財務省令第六九号）  
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三十一日財務省令第二八号）抄  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年三月三十一日財務省令第二五号）抄  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年三月三十一日財務省令第一二二号）  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年十一月三〇日財務省令第八三三号）  
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二四年三月三十一日財務省令第三五号）抄  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二六年二月二二日財務省令第九三三号）  
この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一百十号）の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年三月三十一日財務省令第四二二号）  
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年三月三十一日財務省令第三二二号）  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二八年六月一七日財務省令第五五号）  
この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成二九年一月二五日財務省令第一号）  
この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成二九年三月三十一日財務省令第三五号）抄  
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成三〇年三月三〇日財務省令第九号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成三〇年七月一日財務省令第五三三号）  
この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和元年六月二四日財務省令第八号）  
（施行期日）  
1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り替へ使用することができる。
- 附 則**（令和三年一〇月一八日財務省令第七〇号）抄  
この省令は、令和四年一月一日から施行する。
- 附 則**（令和五年三月三十一日財務省令第二九号）抄  
この省令は、令和五年三月三十一日財務省令第二九号）抄

（施行期日）  
**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和五年二月二〇日財務省令第五七号）  
この省令は、関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十三号）の施行の日から施行する。